

新旧対照表

旧	新
<p>工事設計施工指針(八千代市上下水道局)</p> <p>水道工事標準仕様書</p> <p>(本文)</p> <p>第IV章 管路工事</p> <p>1 施工一般</p> <p>1. 1 3 管路の据付け</p> <p>6 管が既設埋設物と交差する場合は、30cm 以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔がとれない場合は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>平成25 年 (2013年) 4 月 施行</p> <p>平成27 年 (2015 年) 3 月 第1 回改正</p> <p>令和元年 (2019 年) 6 月 第2 回改正</p> <p>令和 3 年 (2021 年) 1 月 第3 回改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p>	<p>工事設計施工指針(八千代市上下水道局)</p> <p>水道工事標準仕様書</p> <p>(本文)</p> <p>第IV章 管路工事</p> <p>1 施工一般</p> <p>1. 1 3 管路の据付け</p> <p>6 管が既設地下埋設物と近接又は交差する場合は、30cm 以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔がとれない場合は、監督職員の指示によるものとする。に報告の上、「水道管路設計指針 第 I 章管路設計の基本方針 1.1 基本事項 7 離隔」に準拠するものとする。</p> <p>附則</p> <p>平成25 年 (2013年) 4 月 施行</p> <p>平成27 年 (2015 年) 3 月 第1 回改正</p> <p>令和元年 (2019 年) 6 月 第2 回改正</p> <p>令和 3 年 (2021 年) 1 月 第3 回改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>令和 5 年 (2023 年) 1 月 第4 回改正 令和 5 年 4 月 1 日施行</p>